

協議会規程第5号

大阪府豊能地区教職員人事協議会の公印に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大阪府豊能地区教職員人事協議会規約第31条第1項の規定に基づき、大阪府豊能地区教職員人事協議会における公印の管理及び使用等について、必要な事項を定めるものとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、ひな形及び寸法等は別表のとおりとする。

(公印の管理者)

第3条 公印の管理者（以下「公印管理者」という。）は事務局長とする。

2 公印管理者が不在のときは、公印管理者があらかじめ指定した職員が代理する。

(公印の管理)

第4条 公印管理者は、公印を厳正に取扱い、使用しない場合は、堅固な容器に納め、原則として錠を施さなければならない。

2 公印は、特に公印管理者の承認を受けた場合のほか、保管場所以外に持ち出してはならない。

(公印の調整、改刻及び廃棄等)

第5条 公印管理者は、公印を調製し、改刻し、又は廃棄する必要があると認めた場合は、会長に公印の調製等の承認を受けなければならない。

2 公印管理者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第6条 公印を使用するときは、公印管理者に決裁文書を提示し、その承認を受けた後に押印するものとする。

2 公印管理者は、前項の決裁文書がないときは、公印使用簿（様式第1号）に使用目的等の必要事項を記載しなければならない。

(公印の刷り込み)

第7条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することができるものとする。ただし、公印の刷り込みをする場合は、公印管理者を経て会長の承認を受けなければならない。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する

別表（第2条関係）

公印の名称、ひな形及び寸法等

公印の名称	ひな形	寸法	書体	用途
大阪府豊能地区教職員人事協議会之印	大 阪 府 豊 能 地 区 教 職 員 人 事 協 議 会 之 印	方 24 ミリ メートル	てん書	協議会名を もって発す る文書用
大阪府豊能地区教職員人事協議会会長之印	大 阪 府 豊 能 地 区 教 職 員 人 事 協 議 会 会 長 之 印	方 21 ミリ メートル	てん書	会長名をも って発する 文書用
大阪府豊能地区教職員人事協議会会長職務代理者之印	大 阪 府 豊 能 地 区 教 職 員 人 事 協 議 会 代 理 者 之 印 長 職 務	方 21 ミリ メートル	てん書	会長職務代 理者名をも って発する 文書用
大阪府豊能地区教職員人事協議会事務局長之印	大 阪 府 豊 能 地 区 教 職 員 人 事 協 議 会 事 務 局 長 之 印	方 18 ミリ メートル	てん書	事務局長名 をもって発 する文書用
大阪府豊能地区教職員人事協議会銀行之印	大 阪 府 豊 能 地 区 教 職 員 人 事 協 議 会 銀 行 之 印	円 16.5 ミリ メートル	てん書	協議会名義 金融機関口 座届出印

